



町県民税・所得税等の 申告はお早めに!

2月16日(木)～3月15日(水)

本年も確定申告の時期となりました。申告は3月15日(水)までですが、3月10日を過ぎますと大変混みまますのでお早めに「相談ください」。

- ① 申告をしなければならぬかた
町内に住所のあるかたは、原則として申告書を提出しなければなりません。ただし、次の①～③に該当するかたは申告の必要がありません。
- ② 前年中の所得が給与又は公的年金のみであるかた(ただし、給与又は公的年金の支払者から給与支払報告書又は公的年金支払報告書が提出されているかたに限りません)
- ③ 他の所得者の扶養親族などになっているかた

- 【受付期間及び時間】
2月16日(木)～3月15日(水)
9時～16時(土日を除く。ただし、2月26日(日)は通常どおり申告相談を行います。)
- 申告相談は、午前は11時30分まで、午後は3時30分までに受付をしてください。
- 【会場】役場第2庁舎3階会議室
- 【申告に必要なもの】
- ① 申告書
- ② 印鑑
- ③ 昨年中の所得を証明するもの
(給与所得者は源泉徴収票、事業所

得、不動産所得者は収入、必要経費を明らかにできるもの。)

- ④ 生命・損害保険の支払証明書
- ⑤ 国民健康保険料・介護保険料の納付額が確認できるもの
- ⑥ 医療費控除を受ける場合
平成17年中の領収書(医療機関ごとに事前に集計しておいてください。)
- ⑦ 健康保険、生命保険会社から治療費や入院費に対して給付金を受けた場合その額がわかるもの
- ⑧ 《住宅借入金等特別控除を受ける場合》
必要書類については、税務署又は税務課までお問い合わせください。
(初めて控除を受けられる方は税務署での申告となります。)

町で受付できない申告
次の申告につきましては町でお受けできませんので、税務署で申告してください。
① 譲渡所得・損失申告・修正申告・過年度の各種申告
このほかにも内容によってはお受けできない申告もありますので、ご注意ください。

- 【問合せ】
町県民税は町税務課内線261
所得税などは小田原税務署
☎(35)4511

所得税・事業税・住民税の 申告相談

所得税・事業税・住民税の共同申告相談を次のとおり開催しますので、ぜひご利用ください。

【日時】2月9日(木)
13時30分～16時

【会場】役場第2庁舎3階会議室
説明会終了後、申告書の書き方のアドバイスを行うほか、個人事業税及び住民税の申告相談も行います。
【問合せ】小田原税務署
☎(35)4511 内線411

税理士会による小規模納税者の かたのための無料申告相談

【日時】2月2日(木)～3日(金)
9時30分～12時・13時～16時
相談の最終受付は各相談終了時間の1時間前となります。

【会場】湯河原町商工会館3階
【問合せ】小田原税務署個人課税部門
☎(35)4511

青色申告会申告指導会場 でもご利用ください

【申告受付期間及び時間】
1月25日(水)～3月15日(水)
9時～17時

(期間中、土日祝日も受付)
【会場】納税センター・青色会館
5階大ホール
小田原市本町2 3 24

【問合せ】(社)小田原青色申告会
☎(24)2613

小田原税務署からのお知らせ

●確定申告書作成のアドバイス
平成17年分確定申告書作成のアドバイスと申告書の受付を行います。

【日時】2月19日(日)・26日(日)
当日の混雑状況により申告書作成会場の受付を早めに終了させていただく場合がありますので、お早めにお越しください。また、当日は電話での相談やほかの業務は行いません。

贈与税の申告について

平成17年中に、個人から土地や建物などの不動産、現金、預貯金、株式などの財産をもらった方で年間10万円を超える場合、贈与税の申告と納税が必要です。

●個人事業者の消費税及び地方消費税の申告について
基準期間(平成15年分)の課税売上高が1,000万円を超える方及び、消費税課税事業者選択届出書を提出している方は、平成17年分の消費税の申告が必要です。

ホームページで確定申告を

国税庁のホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」で確定申告書の作成ができます。プリントアウト(カラー)した申告書はそのまま税務署に提出することができます。ただし、土地、建物などの譲渡所得のある方など、ご利用できない場合があります。
青色申告決算書、収支内訳書、消費税の確定申告書も作成できます。

国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp>
東京国税局ホームページ <http://www.tokyo.nta.go.jp>
各ホームページは湯河原町のホームページからリンクしています。

【注意】最近、税務署の職員を装い、職場の従業員数や家族構成などを聞き出そうとする不審な電話が多発しています。このような電話には即答せず、担当者名・電話番号などを確認いただき、小田原税務署までご連絡ください。

【連絡先】小田原税務署 ☎(35)4511 内線204